

支えあい、助け合い

・・・福祉のコミュニティづくり

令和7年度 事業計画書

社会福祉法人
小樽市社会福祉協議会

目 次

はじめに	1
主な事業・活動	
[1] 地域福祉活動の推進	
1. 小地域ネットワーク活動	2
2. 在宅サービス事業の実施	2
3. フードドライブスポットの設置	3
4. ふれあい相談事業の推進	3
5. 小樽市地域福祉計画・小樽市地域福祉活動計画の推進	3
[2] 指定管理	
1. 総合福祉センターの管理運営	4
[3] 生活困窮者自立支援	
1. 生活困窮者自立支援事業	4
2. 緊急生活救援資金等の貸付事業	4
3. 生活困窮者等への物資支援事業	6
4. 子育て家庭支援事業	6
5. 生活困窮者等に対する安心サポート事業（道社協事業）	6
[4] 権利擁護事業の推進	
1. 相談事業	7
2. 成年後見事業	7
3. 権利擁護事業	8
[5] 介護保険事業の推進	
1. たんぽぽ介護事業所	10
2. 小樽市中部地域包括支援センター	12
[6] ボランティア・市民活動の推進	
1. 小樽市ボランティア・市民活動センターの運営	14
2. 点字図書館の管理運営	16
[7] 社会福祉法人等との協力・連携	17
[8] 関係団体等の支援	17
[9] 困窮世帯等の支援	18
[10] 共同募金運動への協力	18
[11] 会務の運営等	
1. 理事会、評議員会等の開催及び監査の実施	19
2. 定款及び諸規程の整備、適正な運用	19
3. 地域福祉活動計画の実行	19
4. 役員、評議員の研修の実施	19

5. 職員研修の実施	19
6. 会員の拡充	19
7. 相談援助実習生の受入れ	
(社会福祉資格取得のための現場実習) 等	20
8. 各種研修事業への協力及び支援	20
9. 社協だより及びホームページ等による情報提供	20
10. 北海道社会福祉協議会及び	
小樽・後志地区社会福祉協議会連絡協議会との連携	20

はじめに

新年度は、本会が昭和 46 年から 50 年以上の長きにわたり、小樽市から管理・運営を受託してきました「小樽市総合福祉センター」が、築港地区の大型商業施設に移転することに伴い、法人本部機能等が同施設に移転し、活動することになります。

同時に日本赤十字社の直営であった小樽市地区の事務を本会が担うとともに、小樽市から老壮大学の事務の移管を受けることとなります。

また、小樽市社会福祉法人懇話会「しあわせネットワーク・おたる」はここ数年コロナ禍により活動が制限される状態が続いておりましたが、令和 6 年度から経済界とのつながりも模索しながら、今後に向けた活動を進めておりました。7 年度から本格的に活動を再開する予定であり、各福祉法人等と共に本市の地域共生社会の実現に向けた取組みを進めます。

このような新しい動きを踏まえ、改めて地域福祉の推進に向け、小樽市の第 2 期小樽市地域福祉計画と本会の小樽市地域福祉活動計画に沿い、市と本会が車の両輪となって各種事業に取り組んでまいります。

具体的には、従前から行っている介護保険事業の着実な実施や充実に努めるとともに、第 2 期計画の施策として掲げた基本理念「『お互いさま』と支え合い、誰もがしあわせを実感できるまち おたる」に基づき、次の主な項目に連動する各種事業を実施します。

○多様な主体のつながりづくり

- ・地域住民のコミュニケーションが図れる環境づくりの支援など

○地域活動等への参加、推進

- ・ポイント制度や「たる CAN!」アプリなどによるボランティア活動の育成・普及・啓発など

○困りごとを抱えた方への支援

- ・生活福祉資金等の貸付相談やフードドライブ、物資支援、子育て家庭支援等を通じた各種支援など
- ・社会福祉法人懇話会「しあわせネットワーク・おたる」ほか、関係機関と連携した生活課題の解決など

○漏れのない相談支援体制づくり

- ・本会の各種相談支援事業（福祉総合相談室「たるさぼ」、小樽市中部地域包括支援センターなど）や外部相談機関との連携・協力による包括的な支援など
- ・小樽市民生児童委員との協働による地域生活課題の早期発見など

○権利を擁護する取組の推進

- ・小樽・北しりべし成年後見センター及び権利擁護センターで実施する後見制度や権利擁護事業の利用促進など
- ・後見センターを中核機関として位置づけることによる後見機能の強化

○生活環境の向上を目指した取組の推進

- ・住民の身近な生活課題（除雪、買物、移動など）の解消や負担軽減に向けた取組の実施及び研究など

○災害時における支え合いの仕組みづくり

- ・災害ボランティアセンター設置・運営マニュアルの見直し及び更新など

主な事業・活動

[1] 地域福祉活動の推進

1. 小地域ネットワーク活動の推進

小地域ネットワーク活動とは、町内会のような小さな単位で地域住民の参加と協力により、援護が必要な方々の生活を見守り、互いに支え合う活動です。

この活動は、誰でも気軽に参加できる茶話会の開催、地域の中の要援護者の見守りなどをおして、近所同士のつながりを作り、誰もが住みやすい地域社会を築くことを目的としています。

本会では、助成制度の実施などをおして、市内の小地域ネットワーク活動を推進しています。

(1) 小地域ネットワーク活動助成事業の実施

(2) 「たるCAN!」※の運用

2. 在宅サービス事業の実施

地域のボランティアや民生児童委員等の協力のもとに、援護が必要な方々の日常生活を支援するため、次の事業を実施します。

(1) 小樽市独居高齢者等給食サービス事業

小樽市から受託し、65歳以上の単身世帯や高齢者のみの世帯に週1回、配食ボランティアをおしてお弁当をお届けします。

ボランティアによる配食時に応答がない場合や、利用者が拠点に受け取りに来られなかった場合は、本会から緊急連絡先等に連絡し、利用者の安否確認を行います。

① 配食方法

a. ボランティアによる配食

近隣にお住まいの配食ボランティアから、利用者宅へ弁当をお届けします。

b. 拠点における受け取り

近隣の商店や会館、ボランティア宅等の拠点へ利用者に弁当を受け取りに行っていただきます。

② 交流会の開催

町会関係者や民生児童委員、地域住民などを広く対象とし、給食サービス事業の周知や配食ボランティア活動への参加提案等を目的に、交流会を開催します。

※ ボランティア情報の発信等を目的としたwebアプリ

(2) 福祉除雪サービス事業と屋根雪下ろし助成事業

冬期間の暮らしの安全確保を目的に、高齢、身体障がいなどにより除排雪が困難な低所得世帯の方を対象とし、民生児童委員や除雪ボランティアの協力のもとに、下記の事業を実施します。

また、福祉除雪サービス事業については「たるCAN!」を活用して積極的なボランティア募集を行い、利用者と除雪ボランティアのマッチングを図ります。

① 福祉除雪サービス事業

1世帯につきひと冬に3回まで、玄関先から公道までの幅1m程度の生活路や雪でふさがったストーブの排気筒、割れるおそれのある窓等の危険な箇所の除排雪を行います。

② 屋根雪下ろし助成事業

ひと冬に10,000円を上限に、住宅の屋根雪下ろし費用を助成します。

主に福祉除雪サービス事業について、利用者、民生児童委員等の意見を踏まえ、制度の拡充を検討するとともに、より利用しやすい制度の実現に向けて小樽市と協議を行います。

上記(1)、(2)いずれの事業も、関係機関等で構成する運営委員会を開催し、適正な事業の実施を図ります。

3. フードドライブ事業の実施

各家庭等から余剰になった食料品をご提供いただき、本会が集約、管理し、関係機関や子ども食堂の運営団体等を通じて配付することにより、生活困窮者やひとり親世帯等の生活を支援します。食料品の回収は本会事務局のほか、小樽市内のスーパーアークス（長橋店、奥沢店）に設置いただいた専用のボックスにて承ります。

4. ふれあい相談事業の推進

家族や生活のこと、各種福祉制度について等、日々の暮らしの中のさまざまな相談をお受けいたします。相談員が関係機関と連携を図りながら、問題解決に向けて支援します。

5. 小樽市地域福祉計画・小樽市地域福祉活動計画の推進

令和6年3月に「第2期小樽市地域福祉計画・小樽市地域福祉活動計画」（計画期間は、令和6年度から令和10年度までの5年間）を策定しました。

当該計画の基本理念に基づき、市内各地域における「地域生活課題」の把握や各施策について、行政部局や事業者等と連携し、支援を必要としている人を支えていく仕

組みづくりを進めていきます。

[2] 指定管理

1. 総合福祉センターの管理運営

小樽市指定管理者として、法令等に従い、小樽市総合福祉センターの適正かつ効率的な管理運営を行います。

※ 点字図書館については別掲（16ページ）

(1) レクリエーション等の支援（老人福祉センター）

囲碁、将棋、健康マージャン等のレクリエーションや各団体のサークル活動等については、ウイルス感染対策等を講じたうえで適切なレクリエーション支援に努めます。

(2) ボランティア団体・福祉関連団体等に会議・研修の場所を提供します。

(3) 施設・設備の点検、整備

利用者の安全と火災等の非常時に備えるため、施設・設備の点検や緊急通報体制を整備するとともに、関係機関と協力しながら消火訓練等を行います。

(4) 福祉バスの運行

福祉関係団体等利用者の生きがいつくりと社会参加の促進を図るため、小樽市福祉バスを運行します。

※ 大型バス（利用定員50名） マイクロバス（利用定員20名）

[3] 生活困窮者自立支援

1. 生活困窮者自立支援事業

生活保護を受給せず、生活全般において困りごとを抱えている方への支援を目的に、全国一律で行われている事業です。

小樽市においては市が事業主体となっていますが、本会では生活困窮者自立支援事業の必須事業である自立相談支援事業を小樽市から受託し、対象となる方の就労相談やその他の自立に向けた相談、事業利用のためのプランの作成等を行い支援します。

2. 緊急生活救援資金等の貸付事業

貸付事業は、地域で安定した生活を送ることを目的として低所得世帯等にニーズに対し、必要な資金を貸し付けることにより経済的自立と生活意欲の向上を図るものです。

(1) 緊急生活救援資金貸付事業

小樽市在住の市民で、不時の緊急出費に困窮する世帯を支援する目的で貸付けします。

[事業の概要]

- ① 貸付金額の上限額は5万円。
- ② 3万円を超える貸付けの場合は、連帯保証人を要します。
- ③ 償還回数は貸付金額により最大10回まで。

(2) 生活困窮者自立支援資金貸付事業

小樽市が行う「生活困窮者自立支援事業」の対象となっている世帯に対して、生活費等を支援する目的で貸付けします。

[事業の概要]

- ① 貸付金額の上限額は10万円。
- ② 3万円を超える貸付けの場合は、連帯保証人を要します。
- ③ 償還回数は貸付金額により最大20回まで。

(3) 生活福祉資金貸付事業等（道社協受託事業）

他の貸付制度が利用できない低所得世帯や障がい者世帯、高齢者世帯に対し、資金の貸付けと必要な相談・支援により、経済的自立及び生活意欲の助長促進並びに在宅福祉及び社会参加の促進を図るものです。（この貸付制度は厚生労働省の要綱等に基づき運営しています。①～④）

[主な貸付け]

① 総合支援資金(生活支援費・住宅入居費・一時生活再建費)

失業等により、日常生活全般に困難を抱えた世帯の生活の立て直しのための貸付けです。

② ア. 福祉資金(緊急小口資金)

緊急かつ一時的に世帯の生計維持が困難となった場合の貸付けです。

イ. 福祉資金(福祉費)

住宅の改修や障がい者世帯の自動車の購入、療養・葬儀・引越しの経費等、日常生活を送る上で一時的に必要な経費のための貸付けです。

③ 教育支援資金(教育支援費・就学支度費)

高校、大学、短大、専門学校への就学に際し、入学金・制服等の入学時に必要な経費と、授業料や通学定期代等の就学に必要な経費のための貸付けです。

④ ア. 不動産担保型生活資金

高齢者世帯に対し、今お住まいの居住用不動産を担保に、将来にわたり住居に住み続けるための生活費を貸付けするものです。

イ. 要保護世帯向け不動産担保型生活資金

生活保護を要する高齢者世帯に対し、今お住まいの居住用不動産を担保に、将来にわたり住居に住み続けるための生活費を貸付けするものです。

⑤ 特別生活資金(冬期生活資金)

高齢者世帯、障がい者世帯、特定疾患患者世帯を対象に、冬期の生活に必要な灯油などの購入資金としての貸付けです。(実施期間：10月～3月末)

3. 生活困窮者等への物資支援事業

物資支援事業は、経済的自立の促進を目的として、生活困窮世帯に対して、生活危機を緊急的に回避するために必要な物資を提供するものです。

(1) 生活困窮者物資支援事業

歳末たすけあい義援金を財源に、緊急かつ一時的に生活物資が不足し生活危機に直面している生活困窮世帯に対して、食料や灯油、衣料品（防寒具）等の生活物資を提供します。

4. 子育て家庭支援事業

本事業は、子育て家庭の子どもが健やかに育まれることを目的として愛情銀行への寄付金を財源に、生活に困窮する子育て家庭に対して必要な物資や資金を給付するものです。

(1) こうのとりプレゼント

乳幼児を養育する世帯に対して、おむつ、ミルク及び離乳食等当該子どもの養育に必要な物資を提供します。

(2) 未就学児応援資金

子どもが幼稚園、保育所、認定こども園に入園しており、緊急、臨時にかかる資金に困窮している世帯に対して、必要と認める資金を給付します。

(3) 進学等応援資金

子どもの小学校、中学校、高校等への入学及び就学にかかる資金や特別活動及び課外活動にかかる資金に困窮している世帯に対して、必要と認める資金を給付します。

5. 生活困窮者等に対する安心サポート事業（道社協事業）

小樽市が行う「生活困窮者自立支援事業」の対象で、就職を希望している方に本会がコーディネートした活動場所での就労体験の機会を提供するとともに、就職活動のための経済的支援や就労意欲の喚起を行います。

[4] 権利擁護事業の推進

北後志6市町村（小樽市、余市町、古平町、積丹町、仁木町、赤井川村）に居住する、認知症、知的障がい及び精神障がい等により判断能力に欠ける方及び判断能力が不十分な状態にある方を対象に、生活全般における法律的な援助や福祉サービス等の利用援助を行い、住み慣れた地域で安心した生活が送れるよう支援します。

行政機関や地域包括支援センター、居宅介護支援事業所、相談支援事業所、民生児童委員、介護支援専門員、相談支援専門員、福祉サービス事業者等と密接な連携をとりながら事業を進めます。

1. 相談事業

制度の利用を希望するご本人又は親族、その他関係機関等からの相談を受け、成年後見制度をはじめとする適切なサービス利用につなげるよう支援します。

また、日常生活自立支援事業やあんしんサービス事業の相談体制を強化しながら、連携を図ることで、住み慣れた地域で安心して生活できるよう権利擁護の総合的な支援を実施します。

2. 成年後見事業

認知症等により判断能力に欠ける又は不十分な状態にある方を対象に、財産管理、福祉サービスや病院・施設の入退所など生活全般の支援（身上保護）に関する契約等の法律行為を援助するとともに、制度の利用促進に向けた事業を実施します。

（1）市町村長申立て手続に関する支援事業

北後志圏域6市町村の成年後見制度に係る市町村長申立て事案について、市町村と連携を図りながら事務手続の実施及び支援を行います。

（2）法人後見事業

成年後見制度が必要な方々に本会が法人として成年後見人等となり、後見業務（財産管理・身上保護）を担います。

業務の実施にあたっては、身上保護を福祉的観点で捉え、ご本人が安心して生活できているかを定期的に確認し、関係機関と連携しながら支援します。

（3）市民後見人の養成事業

市民後見人に対しては、令和7年度中に個人後見人として活動できるようにフォローアップ講座などを活用して知識と技能の向上を図りながら、活動について支援していきます。

また、生活支援員養成講座を開催して生活支援員の登録者数を増やすとともに、日常生活自立支援事業及びあんしんサービス事業で担当を持った経験がある生活支援

員に市民後見人養成講座を受講してもらい、資質・技能などを培い、市民後見人に登用することで、ニーズに見合った市民後見人の確保に努めます。

(4) 普及・啓発事業

制度普及のため、北後志5町村にて制度の周知、活用が図られるよう、勉強会などを開催します。

また、民生児童委員協議会や総連合町会、介護支援専門員連絡協議会など関係団体等の定例会等を活用して、制度の普及・啓発を図り、後見等の案件の相談につなげていきます。

(5) 権利擁護支援と地域連携ネットワーク及び中核機関の整備

令和6年度に小樽・北しりべし成年後見センターの中核機関としての運用について試行していましたが、令和7年4月から正式に中核機関とします。

また、受任調整会議は事例受任部会に組み込むこととし、事例受任部会には首長申立てにおける適切な後見人候補の選出と、法人後見受任についての協議、の2つの役割を持たせることにします。

3. 権利擁護事業

判断能力の不十分な方（認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者等）を対象に、福祉サービスの利用や日常的な金銭等の管理を支援するため、北海道社会福祉協議会委託事業である「日常生活自立支援事業」、本会事業である「あんしんサービス事業」により、本人が必要とするサービスを提供するとともに、事業を担う人材（生活支援員）の育成に努めます。

なお、あんしんサービス事業については、予算上事業継続が厳しい状況であることから、今後の在り方について検討します。

(1) 福祉サービス利用援助

福祉サービスの利用に関する情報の提供、相談及び手続等を支援します。

(2) 日常的金銭管理サービス

福祉サービスの利用料金や公共料金等日常生活に必要な費用の支払い、預貯金の出入金等を支援します。

(3) 書類預かりサービス

年金証書や預貯金通帳等大切な書類を管理します。

(4) 生活支援員の養成と資質向上

日常生活自立支援事業を担う生活支援員の養成と資質向上を図るため、道社協主

催の生活支援員の養成講座の受講を奨励します。また、ケースの検討や利用者に関する制度等の理解を深めるための研修会を開催し、利用者のニーズに応えるサービスの提供を目指します。

また、権利擁護推進のため、制度の周知、活用が図られるよう、北後志6市町村で勉強会等を開催します。

このほかに、民生児童委員協議会や総連合町会、介護支援専門員連絡協議会などの団体の定例会等において、制度の普及啓発を図り、日常生活自立支援事業等の案件の潜在的ニーズの把握に努めます。

[5] 介護保険事業の推進

1. たんぽぽ介護事業所

(1) 訪問介護事業及び障がい者居宅介護事業

介護分野においては、介護職員等の人手不足が見込まれる中、介護現場における生産性向上に取り組み、サービスの質を高め、介護職員の負担軽減や業務の効率化を図るとともに、働きやすい職場の環境整備が求められています。また、今年度は団塊の世代が75歳以上になることから、介護サービスの需要増加が見込まれます。

このように、訪問介護事業等は、将来を見据えた適確な対応が求められており、関係機関と連携を図りながら、事業の推進体制を整備するなど経営基盤の強化に努めます。また、利用者が安心して自立した日常生活を営むことができるように、心身の状況に応じた身体介護及び生活援助等のサービス提供を行い、介護予防や自立支援等に向けた事業を実施します。

① 事業の推進体制の強化等

利用者への適切な介護や多様化するニーズに応えるため、訪問介護員の資質向上を図る研修を実施し、サービス提供責任者による訪問介護員の派遣体制の整備を図るなど推進体制の強化に努めるとともに、事務事業の効率化を推進するなど経費の削減に努めます。

② 障がい者福祉サービス事業の実施

身体、知的、精神障がい者への居宅介護サービスでは、利用者の有する能力に応じ自立した生活ができるよう、それぞれの立場に立った適正なサービス提供に努めます。また、同行援護サービスや小樽市から受託している地域生活支援事業の移動支援サービス、代筆・代読支援員派遣サービスを提供し、利用者の生活の質を高めるよう努めます。

③ 利用料減免の実施

低所得者の利用料を減免し、利用者の負担を軽減することにより、サービスの利用促進を図ります。

④ 訪問介護事業所相互の連携及び情報収集

小樽市訪問介護事業所連絡協議会をとおして、訪問介護事業所相互の連携を図るとともに、国や地方自治体が計画する介護制度の改正等についての情報を収集し、事業所の適切な運営に努めます。

⑤ おたるワンチームへの参加

I C Tツールを使用し、医療・介護の多職種連携を行っている「おたるワンチーム」に参加しています。利用者の「現在の生活の延伸」「A D Lの改善」「安らかな看取り」を図れるよう、居宅介護支援事業所等の関係機関とともに医療・介護の連携強化に努めます。

(2) 居宅介護支援事業

介護保険の給付サービスを適切に利用できるよう、利用者の状態や希望、ご家族の意向に応じたケアプランを作成します。関係機関、他職種と連携を取りながら、より良い在宅福祉の充実に努めます。

① 自立支援に向けたケアプランの作成

要介護と認定された利用者に対して、より質の高いきめ細やかなケアプランの作成に努めるとともに、自立支援に向けた適切なサービス提供ができるよう医療との連携や関係機関と連絡調整を図ります。

② 訪問活動と関係機関との連携

利用者の状況を適切に把握しアセスメントするため、訪問活動を行うとともに、サービス担当者会議等をとおして関係機関と連携を図ります。

また、困難な課題等については地域包括支援センター及び関係機関と連携を図り、問題解決に努めます。

③ 認定調査の実施

小樽市及び他市町村から委託される認定調査を引き続き行います。

④ 委託事業の実施

地域包括支援センターから委託される介護予防ケアプランの作成業務を行います。

⑤ 居宅介護支援専門員相互の交流

小樽市介護支援専門員連絡協議会、地域包括支援センターのほか、関係機関が開催する研修会及び交流会等に参加し、他事業所の介護支援専門員との交流を深めるとともに情報交換を図り、地域福祉の充実、自らの資質向上に努めます。

また、事業所内においても情報交換やプラン検討会議を定期的に行うことで、知識や見識を広め自己研鑽を図ります。

⑥ おたるワンチームへの協力

I C Tツールを使用し、医療・介護の多職種連携を行っている「おたるワンチーム」に、当事業所も参加しています。今年度も利用者の「現在の生活の延伸」「ADLの改善」「安らかな看取り」を図れるように、医療・介護の連携を強化していきます。

また、「おたるワンチーム・ユーザー会議」に参加し、知識の向上を図ります。

2. 小樽市中部地域包括支援センター

少子高齢化が進む小樽市において、高齢者を含む地域住民同士が支え合いながら、いきいきと暮らすことができる地域共生社会の実現を目指し、高齢者が抱える課題と、その背景にある地域課題の発見と解決に向けて、専門職としての能力を発揮し適切に業務を遂行します。また、ひきこもり、ヤングケアラー等の複雑・複合的な課題を解決するために、総合的に相談に応じ、地域住民や関係機関と共に属性を問わない包括的な体制（重層的支援体制）の構築に務めます。

（１） 総合相談・支援事業

高齢者の一人一人が住み慣れた地域で安心して生活するために必要な支援方法を導きながら、「ワンストップサービス」の拠点として適切な保健・医療・福祉サービス、機関又は制度の利用につなげ関係機関等と適切な連携を図ります。

（２） 権利擁護事業

高齢者虐待の未然防止と早期発見のため、地域住民や関係機関と情報を共有しながらアウトリーチし、課題を把握します。

また、小樽市や小樽・北しりべし成年後見センターと連携し、高齢者に対する権利侵害の防止や対応策について協議し、支援を行います。

（３） 介護予防事業

高齢者が介護の必要な状態になることを予防し、健康の保持増進のための支援を行うとともに、介護を要する状態となっても、できる限り在宅で自立した生活を営めるようサービスを調整します。

市民が主体的に活動している地域版介護予防教室をサポートが継続的に実施できるよう適宜連携を図っていきます。地域版介護予防フェアでは、介護予防に関心を持っていただけるよう「けっぱれ！楽笑体操教室」を定期的を開催し、介護予防について市民に広く周知します。

（４） 包括的支援事業

主任介護支援専門員、介護支援専門員、施設職員を対象とした研修を開催し、ケアマネジメントの知識・技術の向上に努めます。また、ケアマネジメントに関する相談を受け、利用者が適切にサービスを利用できるよう調整します。

地域ケア会議においては、ケアプランを検討する自立支援型や、困難事例の解決及び生活援助の訪問回数が多いケアプランに関する地域ケア会議を開催し、専門職から助言をいただき、中部圏域の介護支援専門員が円滑に活動できるよう支援します。

(5) 認知症対応事業

認知症についての研修会等に参加し、制度の動向を把握し、認知症についての理解をより深めるよう取り組みます。

認知症コーディネーターと認知症当事者による「チームオレンジ」は、ボランティアの方と協力し認知症の方が生き生きとした暮らしを送れるような活動を実施します。

「認知症初期集中支援チーム」についても、認知症の方を早期発見・支援できるようチーム医と連携し対応します。

認知症地域支援推進員の活動として、圏域内で活動している認知症カフェが順調に運営できるよう支援します。

(6) 生活支援体制整備事業

第2層生活支援コーディネーターとして第1層生活支援コーディネーターや小樽市と連携・協働し、社会資源や地域の状況を把握していきます。

他市町村の取り組みを知ることで、この地域に必要なことを把握して取り組みに活かします。各種研修会に積極的に参加し、資質向上に努めます。

「地域ケア会議」は、地域の社会資源やニーズの把握に努めるとともに、ニーズの受け皿となる住民主体サービスの体制づくりに努めます。

(7) 在宅医療介護連携支援事業

「地域包括ケアシステム」の構築に向け、医療機関と介護サービス事業所との連携を推進するため、在宅医療・介護連携に関する相談の受付等に取り組みます。

(8) その他

研修会・勉強会への積極的な参加を継続し、職員のスキルアップに努めます。

随時ブログの更新を行い、グループホーム等施設の空き情報やイベント・介護予防についての情報発信を行います。

また、市内中心部に位置する特性を活かしたイベント等を充実させ、市民の参加を促すことにより、センターの役割を広く周知するよう努めるとともに、顔の見える関係づくりのため情報発信（ブログ）、広報誌の発行に加えLINEを活用し、市民に適宜情報発信し関係強化に努めます。

福祉分野の人材を確保するため、実習生を積極的に受け入れ後進の育成に努めます。

社会情勢の変化により生じる地域課題に幅広く対応していくために、ニーズに応じた資源開発や事業活動を企画し、展開できるよう柔軟に取り組んでいきます。

[6] ボランティア・市民活動の推進

1. 小樽市ボランティア・市民活動センターの運営

小樽市ボランティア・市民活動センター（以下、センターと略します）では、近年、頻発している災害に備えるため、講座の開催などにより災害ボランティアに関する知識・能力を高め、災害時に円滑な活動が行える体制づくりに努めます。また、市内の各団体等と協働のうえ、今年度は以下の業務に取り組みます。

(1) ボランティアの相談、登録及び紹介

- ① ボランティア活動希望者やボランティア・市民活動団体の相談対応及び登録業務、センターに寄せられるさまざまな相談への対応や、センターへの登録業務に取り組みます。

- ② 登録者とボランティアニーズのマッチング

ボランティア活動を希望する方々とボランティアニーズのマッチングに取り組みます。また、団体や施設向けに、本会ホームページに掲載している募集フォーム(<https://forms.office.com/r/hALMtpbqWw>)の周知を図りスムーズなマッチングを目指します。

※（参考）募集フォームの二次元コード



(2) ボランティアの育成及び普及・啓発

- ① 「たるCAN!」を活用したボランティアポイント制度の実施

「たるCAN!」と連携したボランティアポイント制度をとおして個人のボランティア活動を支援します。

※（参考）たるCAN!の二次元コード



- ② 福祉教育を目的とした出前講座の実施(小中学校の総合的な学習の時間への協力)

車椅子体験、高齢者擬似体験、視覚障がい擬似体験等、各種出前講座を協力ボランティアとともに実施します。

- ③ ボランティア講座の開催

市内のボランティア活動の活性化やボランティアの育成等を目的に、各種ボランティア講座・講習会を企画、開催します。

④ 清掃活動、カレンダーリサイクル等の実施

ボランティア活動の普及を目指し、登録ボランティア等とともに清掃活動やカレンダーリサイクル活動を実施します。

⑤ ボランティア協力指定校との連携

北海道社会福祉協議会の指定を受けた市内のボランティア協力指定校と連携し、ボランティア活動の普及に取り組みます。

⑥ 「ボランティア・市民活動センター情報」の発行

センターの取り組みや、市内のボランティア・市民活動団体の取り組み等をまとめた情報誌を発行します。

⑦ 「たるCAN!」、SNS等を通じた情報発信

「たるCAN!」、SNS等を通じて、情報発信に取り組むとともに、シニア世代のスマートフォン活用を支援します。

(3) ボランティア・市民活動に必要な調査、研究

① 他市町村社協のボランティア・市民活動センターとの連携

他市町村社協のセンターと情報を共有するとともに、事業内容の発展、見直し等に生かします。

② 職員の資質向上のための研修会参加

研修会等に積極的に参加し、職員の資質向上に努めます。

(4) ボランティア・市民活動団体への協力及び支援

① 小樽市ボランティア・市民活動団体助成事業の実施

ボランティア団体の活動支援を目的に、助成事業を実施します。

② ボランティア活動推進のための物品貸出

車椅子、高齢者疑似体験セット、視聴覚機器、レスキューキッチン等の物品を整備、管理し、ボランティア・市民活動団体、学校、企業等へ貸し出します。

③ 各団体の活動周知への協力

広報活動に課題を持つボランティア・市民活動団体等に対する支援として、「たるCAN!」、SNS等を活用した情報発信に協力します。

(5) ボランティア・市民活動関係団体との連携及び連絡調整

① ボランティア・市民活動団体、学校、行政等との連携及びコーディネート

日頃からセンターに寄せられる情報を集約し、団体間の連絡調整役を務めます。

(6) ボランティア保険の取扱い

① 保険加入・請求手続き事務及び各団体への周知

ボランティア活動保険等の加入、請求手続きを行うとともに、各団体への情報周知に取り組みます。

(7) その他ボランティア・市民活動に必要な事業

① 小樽市ボランティア・市民活動センター運営委員会の開催

センターの適正な運営を図るため、定期的に運営委員会を開催します。

2. 点字図書館の管理運営

視覚障がい、発達障がい、肢体不自由などの障がいによって、読書をするのが困難な方へ情報提供するために、ボランティア団体と連携して、下記の事業に取り組みます。

(1) 図書の整備

点字図書・録音図書等の整備を図ります。

(2) 視覚障がい者情報総合ネットワーク（サピエ）の利用

本館に所蔵していない図書の貸出し希望等があったときは、「サピエ図書館」を利用したサービスを提供します。

(3) ボランティアの養成

点字図書、デージー図書、テキストデージー図書を作製するためのボランティア養成講座を開催します。また、必要に応じて点訳や音訳の技術講習会を開催します。

(4) プライベートサービス事業

利用者の求めに応じて、日常生活において必要とする生活関連資料や、個人利用に限定される図書の点訳及び音訳を行います。

(5) 各団体等からの依頼への対応

小樽市の各部署から依頼される広報誌(広報おたる・市議会だより)やパンフレットなどのほかに、視覚障がい者団体から依頼されたものの点訳及び音訳を行います。
また、視覚障がいをもつ方々のために、必要と思われる物の点訳及び音訳を行います。

(6) 点字図書館のPR

より多くの小樽市民の方に、点字図書館の機能や役割を知ってもらうため、PR事業を企画し実施します。

[7] 社会福祉法人等との協力・連携

市内の社会福祉法人等が参加する社会福祉法人懇話会「しあわせネットワーク・おたる」は、コロナ感染症が第5類に移行した令和5年度当初に構成を若干変更し、本会及び本会を除く他の法人の中から代表（共同代表）を1名ずつ置き、協働する体制で活動を再開しました。令和6年度には今までつながりの薄かった経済界とも連携し、セミナーを開催するなど、地域生活課題の解決に取り組んできました。

同ネットワークでは生活支援委員会、福祉のしごと委員会、地域づくり委員会の3委員会でも活動してきたところですが、令和7年度には委員会の再構成など、新たな体制で臨む予定であり、本会としても引き続き代表として同ネットワークの活動を牽引するほか、共同事務局を担い、懇話会の各種活動を円滑に進められるよう努めます。

[8] 関係団体等の支援

地域で行っている様々な福祉活動をとおして、福祉コミュニティづくりの推進を図るため、赤い羽根共同募金助成金、歳末たすけあい義援金及び北海道社会福祉協議会助成金等を活用し、各関係団体等の活動を支援します。

① 高齢者福祉活動

小樽市老壮大学、小樽市老人クラブ連合会等への協力、支援

② 児童青少年育成福祉活動

各町会(子どもの遊び場保守費支援事業)、保育園等への協力、支援

③ 町会活動

総連合町会、各町会への協力、支援

④ 地域福祉活動

民生児童委員協議会、日本赤十字社小樽市地区への協力、支援

⑤ 障がい者福祉活動

障がい者通所施設への協力、支援

[9] 困窮世帯等の支援

歳末たすけあい義援金及び愛情銀行への寄付金を財源に、様々な理由により支援が必要な方たちに対応します。

- ① 災害遺児家庭に対する支援
災害(交通、労働、海難、火災等)で親を亡くした児童への支援
- ② ひとり親家庭等に対する支援
ひとり親家庭等(児童扶養手当全部受給、特別児童扶養手当受給の非課税世帯)及びひとり親と寡婦の会への協力、支援
- ③ 生活困窮者に対する支援(再掲(6ページ))
生活保護に至る前の段階にある生活困窮者への物資支援(食料品・灯油・衣料品(防寒具)等の緊急支援として必要最小限の生活物資の給付)
- ④ 子育て家庭に対する支援(再掲(6ページ))
生活に困窮する子育て家庭への物資支援、資金給付(このとりプレゼント・未就学児応援資金・進学等応援資金)

[10] 共同募金運動への協力

共同募金運動は、社会福祉法に基づき厚生労働大臣の定める期間内に全国協調で行われます。寄せられた募金は本会の事業や市内の福祉団体、ボランティア団体等に助成され、地域福祉を推進する財源として広く利用されています。

特に、地域歳末たすけあい運動では、本会が小樽市共同募金委員会から助成を受け、見舞金贈呈事業や小地域ネットワーク活動助成事業等を行っております。

これらの募金活動を実施している小樽市共同募金委員会の事業運営に協力します。

- ① 赤い羽根共同募金運動(募金実施期間 10月1日～12月31日)
- ② 地域歳末たすけあい運動(募金実施期間 12月1日～12月31日)

[11] 会務の運営等

1. 理事会、評議員会等の開催及び監査の実施

(1) 理事会開催月日及び主な予定議案

- ① 令和7年 5月28日 令和6年度事業報告及び決算報告等
- ② 令和7年 6月20日 会長・副会長・常務理事の選任等
- ③ 令和7年 12月5日 定例理事会
- ④ 令和8年 3月6日 令和8年度事業計画及び予算案等

(2) 評議員会開催月日及び予定議案

- ① 令和7年 6月20日 令和6年度事業報告及び決算報告等
- ② 令和7年 12月23日 定例評議員会
- ③ 令和8年 3月24日 令和8年度事業計画及び予算案等

* 上記のほか、必要に応じ随時開催

(3) 評議員選任・解任委員会 必要に応じ随時開催

(4) 監事監査 四半期ごと又は必要に応じ随時実施

2. 定款及び諸規程の整備、適正な運用

必要に応じ、定款変更や諸規程の改廃を行うとともに役職員に周知を図り、適正な運用に努めます。

3. 地域福祉活動計画の実行

今年度、第2期となる地域福祉活動計画に沿い、目標達成のため各種事業に取り組めます。

4. 役員、評議員の研修の実施

北海道社会福祉協議会主催の研修のほか、各種研修を案内します。

5. 職員研修の実施

職員の資質向上を図るため、本会独自の研修を行うほか、北海道社会福祉協議会や他団体が行う研修にも積極的に参加します。

6. 会員の拡充

本会ホームページや社協だより等を通じ会員の募集を行い、拡充を目指します。

7. 相談援助実習生の受入れ(社会福祉士資格取得等のための現場実習)等

社会福祉士を目指す学生等の要望に応え実習生を受け入れ、社会福祉法人として、福祉人材の育成に寄与します。

8. 各種研修事業への協力及び支援

各種研修会への講師派遣や物品貸与をするほか、小樽市内で開催されるさまざまな福祉関係事業等に協力します。

9. 社協だより及びホームページ等による情報提供

本会で実施する各種事業に加え、地域で活動されているボランティア団体等を紹介するなど、福祉のまちづくりを進めるため、社協だより及びホームページ等を活用した情報発信に努めます。

10. 北海道社会福祉協議会及び小樽・後志地区社会福祉協議会連絡協議会等との連携

北海道社会福祉協議会及び後志地区の市町村社会福祉協議会をつなぐ小樽・後志地区社会福祉協議会連絡協議会等と連携し、各種事業を進めます。